

2006（平成18）年4月18日

貸金業制度等に関する懇談会
座長 吉野直行 殿

中央大学法科大学院教授 野村修也

「座長としての中間整理」に対する意見

本日の懇談会は、講義のため出席できませんので、「座長としての中間整理」（以下「中間整理」といいます。）に対し、書面にて若干の意見を述べさせていただきます。

本意見は、主として「5. 金利規制（民事・刑事）のあり方、グレーゾーンの取り扱い」の部分のまとめ方について再考をお願いするものです。その理由は、現在の「中間整理」では、「みなし弁済制度」の問題と「グレーゾーンの存廃」に関する問題とを分断した形で議論していますが、これでは、本懇談会が、全体としてどのような金利規制のあり方を指向しているのかが明らかにならないと考えるからです。また、このようなまとめ方では、後に述べますように、次元を異にするがゆえに本来ならば併存可能な意見が、あたかも対立する意見であるかのように取り扱われる危険性があり、その分、少数意見を利する結果となっているからです。

講義等の関係から懇談会への出席が儘なりませんので、私自身、どのような意見が出され、どの意見が多数であったのかを、正確に把握しているわけではありません。しかし、ご提案いただいております「中間整理」では、①『『みなし弁済』制度は廃止すべきとの意見が多かった』とされており、また、②出資法の上限金利については、「この際、・・・利息制限法の上限金利まで引き下げる方向で検討することが適当であるとの意見が多く示された」とされています。

そうだとするならば、②の方向でグレーゾーンを廃止する考え方（この場合は「みなし弁済」制度は不要となるため、①に帰着します）を懇談会の多数意見とした上で、それに対する反対意見（少数意見）や留意点を併記していただくのが望ましいと思われまます。その上で、「事業者向けの貸し付け」と「少額・短期の消費者ローン」について例外的な取り扱いをすべきか否か、仮に例外とするならば、その場合の金利規制のあり方をどうするかについて、意見をまとめていただくことが肝要かと思われまます。その際は、「事業者向けの貸し付け」と「少額・短期の消費者ローン」について、何らかの上限金利を設定すべきか否か、設定するとした場合には、利息制限法上の金利規制との調整をどうするか（③新たなグレーゾーンを設けるのか、それとも、④この場合に限り利息制限法上の金利規制を引き上げるのか。仮に新たなグレーゾーンを設けるとした場合には、⑤その限りで「みなし弁済」制度を存続させるのか、それとも、全く別のルールを模索するのか等）といった点について、意見の集約をしていただくことが必要かと思われまます。現在の「中間整理」のまとめ方では、①②の意見と③④⑤の意見とが渾然一体とした形でまとめられているため、真に対立した意見なのか、次元を異にするがゆえに本来ならば併存しうる意見（言うまでもなく①と⑤、②と③④は併存可能です。）なのかが分かりにくくなっており、その分、少数意見を支持する意見が多いかのような誤った印象を与えています。

以上の通りですので、「中間論点」のまとめ方について、ご再考いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上